

市 民 部

令和 2 年(2020年)11月24日調製

定例会提出予定案件資料

ページ

- | | | |
|---|---------------------------------|-------|
| 1 | 令和 2 (2020)年度補正予算概要 | 1 ～ 2 |
| 2 | 函館市違法駐車等防止条例の一部を改正する条例の骨子 | 3 |

1 令和2(2020)年度補正予算概要

(1) 一般会計

[歳出]

総務費

(単位：千円)

科目	補正額	説明	特定財源
市民生活推進費	△739	地域住民組織活動推進費減 △739 町会長等研修事業費 負担金減 △739	
男女共同参画 推進費	△628	男女共同参画推進費減 △628	

衛生費

(単位：千円)

科目	補正額	説明	特定財源
後期高齢者 医療事業費	△20,634	後期高齢者医療 療養給付費負担金減 △20,634	

(2) 後期高齢者医療事業特別会計

[歳入]

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明
国庫支出金	1,012	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 1,012
繰入金	△58,773	一般会計繰入金減 △58,773 保険基盤安定軽減分減 △32,408 職員給与費等分減 △18,750 前年度精算分 △7,615
繰越金	76,569	前年度繰越金増 76,569
補正額計	18,808	
補正後予算額	4,444,948	

[歳出]

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明
総務費	5,060	後期高齢者医療システム改修費 5,060
後期高齢者医療 広域連合納付金	13,748	後期高齢者医療広域連合納付金増 13,748
補正額計	18,808	
補正後予算額	4,444,948	

2 函館市違法駐車等防止条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

道路交通法の一部改正に伴い規定を整備するため

(2) 改正内容

道路交通法の一部改正により，第2条第2号に定める違法駐車等の定義について規定の整備を行う。

(3) 施行期日

公布の日から施行する。

函館市違法駐車等防止条例（平成9年函館市条例第8号）新旧対照表

現 行	改正案
(定義) 第2条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。 (1) 自動車等 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第9号に規定する自動車および同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。 (2) 違法駐車等 法第44条，第45条第1項もしくは第2項，第47条第2項もしくは第3項，第48条，第49条の3第3項もしくは第49条の4の規定に違反して自動車等を駐車する行為または自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第11条第1項もしくは第2項の規定に違反する行為をいう。	(定義) 第2条 略 (1) 略 (2) 違法駐車等 法第44条第1項，第45条第1項もしくは第2項，第47条第2項もしくは第3項，第48条，第49条の3第3項もしくは第49条の4の規定に違反して自動車等を駐車する行為または自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第11条第1項もしくは第2項の規定に違反する行為をいう。